

(H28/3/29 群馬県)

群馬県手話施策実施計画（仮称）骨子案について

1 計画の位置づけ

- ・群馬県手話言語条例（平成27年3月20日条例第22号）の趣旨に基づき、手話の普及と啓発に資する環境を整備するために必要な施策に係る実施計画。
- ・障害者基本法、障害者総合支援法に基づく「バリアフリーぐんま障害者プラン6」における「意思疎通環境の整備」に係る個別実施計画。

2 計画期間

平成28年度から平成32年度まで

- ・バリアフリーぐんま障害者プラン（期間3年）と検討のタイミングをあわせるが、本計画は理念実現に向けた計画であり、ある程度長期的な期間が必要であることから、次期バリアフリーぐんま障害者プラン（プラン7）の終期を見込んでの計画期間とする。
- ・現行のバリアフリーぐんま障害者プラン（プラン6）の終期である平成29年度末の時点においては、新プラン策定にあわせ計画の中間見直しを行う。
- ・平成33年度以降は改めて策定。

3 計画案イメージ

第一章 総論

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

第二章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「手話が言語であるとの認識の下、言語活動の文化的所産であることを理解し、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指す。」

2 基本方針

基本理念の実現に向けた施策展開を図るため、3つの基本方針を置く。

(1) 手話の環境整備

手話を使用しやすい環境を整えるため、手話通訳者の派遣等ろう者に対する意思疎通支援体制の整備や、手話を用いた情報提供等に努めるほか、県民全体が手話を学んでいくための機会確保などを推進します。

(2) 手話の社会啓発

県民、事業者等が、ろう者や手話に関する理解を深め、それぞれの役割を十分に果たすことができるよう、手話についての啓発を図るとともに、手話の発展に向けた取組への協力などを推進します。

(3) 手話の教育環境の整備

学校の設置者は、ろう児等の障害の状態や発達段階等に応じた乳幼児期からの手話の教育環境の整備に努めます。

3 施策体系

第三章 施策の展開

3つの基本方針の下、施策を展開

1 手話の環境整備

- (1) 手話を学ぶ機会の確保
- (2) 手話を用いた情報発信
- (3) 手話通訳者等の派遣体制の整備 等

2 手話の社会啓発

- (1) 県民への手話の普及・啓発
- (2) 事業者への手話の普及・啓発
- (3) 手話に関する調査研究への支援 等

3 手話の教育環境の整備

- (1) 乳幼児期からの手話の教育環境の整備
- (2) ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援
- (3) 教員の専門性向上に関する研修の充実